栃木県ライフル射撃場の指定管理業務に関する質問・回答について

	100 del 60		T	射撃場の指定官埋業務に関する買問・回 「	1
No.	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
1	(別紙1) 栃木フル指 等理 り 指 業 業 き は 様 書 は 様 書 は 様 ま の は り は り は り は り は り は り は り は り は り は	14	第5管理運営業 務の基準1射撃 場の施設の維持管理に関する業務(2)物品 の管理に関する業務②備品 の管理	SIUS(電子標的)を指定管理者にて充分に点検・メンテナンスを実施していたが、「リスク分担表」における《不可抗力》以外の理由で故障・損傷した場合、その修理・入替の費用はどちらの負担になるのかご教示ください。	44頁(別記4)施設の改築及び修繕等の実施区分に記載のとおり、100万円以上の修繕については、県の負担となります。ただし、県の承認を得た場合、200万円未満の修繕については、指っで理者が実施可能となります。なお、不具合の状況等を考慮するよい。
2	(別紙1) 栃木フル 撃場 野理 管理 関 書 仕様	14	第5管理運営業 務の基準2有料 施設等の利用 の許可に関す る業務(1)専用 利用に関する 業務①利用受 付	公平・公正な利用確保の為、インター ネットによる予約システムの導入を検討 しておりますが、本業務における県の方 針をご教示下さい。	県が導入する予定はありませんが、利用者の利便性向上に寄与するものについては、前向きな提案を御検討ください。
3	(別紙1) 栃木フル指撃 管理関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	14	第5管理運営業 務の基準4その 他附帯する業 務(7)その他の 附帯業務	施設内で管理者が利用者の安心・安全の 為の物品販売は可能かご教示ください。 (絆創膏・コールドスプレー・経口飲料 等)	利用者サービスの向上等を目的 とした自主事業としての実施は 可能です。 なお、実施にあたっては、県に 事業内容を提案し、承諾を得る 必要があります。
4	(別紙1) 栃木フル指 撃場 撃理 関 大 は 様 き は 様 き は 様 は 様 る る る は は き き き り は り は り は り は り は り は り は り	17	第5管理運営業務の基準3射撃場の運営に関する業務(5)インボイス制度への対応	申請者の応募資格の項目に「消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受けたであること」とありまけ代表の他団体であること」とありは代表企業のみならず、構成員についたる適格請求書発行事業者である必要はあるのかご教示ください。	利用者等に対してインボイスが 発行できるよう、必要に応じて 適格請求書発行時業者として登 録を受けてください。 なお、個別具体的な判断は、所 管する税務署に相談してください。
5	(別紙1) 栃イ型場理 野理関書 仕様		第6管理運営に 要する費用1利 用料金の設定	専用利用における予約を利用者が、利用予定日の7日前までにキャンセルする場合は、その利用料の全額もしくは一部を返還する規定となっていますが、そとが割合については管理者が決定することがでしょうか。もしくは県がその割合を指定するのでしょうか。ご教示ください。	条例では、 保例では、 はい、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

				ビームライフル(総額10,688千円)が設	メンテナンス費用について、別
6	(別紙1) 栃イ撃管関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	18	第6管理運営に 要する費用1利 用料金の設定	置されていますが、これら機材の機能を維持するためのメンテナンス費用は別途に予算措置が講じられる予定はありますでしょうか(1,000千円を超えるものを除	メンテアンス質用について、別途予算措置を講じる予定はありません。また、利用料金とは別に「機材維持管理費」として利用者から料金を求めることはできません。
7	(別紙1) 栃イリラ ボーフ 場理 関 は 様 は 様 と は 様 と は は き で は き で は き で り は ま り は り は き き き き き き き き き き き き き き き き	18	第7自主事業(1) 費用及び料金 の設定	大会等のイベント開催時に駐車場を利用し、キッチンカーやメーカーのサービスを自主事業として検討しておりますが、 敷地の貸地料の設定をご教示下さい。	施設目的外使用をする場合は、 県に申請が必要となり、県に使 用料を納付することとなりま す。使用料については、固定資 産評価額や貸付面積等により判 断するため、個別に協議願いま す。
8	(別紙1) 栃イ撃雪で 場に が が が が が が が が が が が り が り が り が り が	19	第8留意事項(8) キャッシュレ ス決済の導入	キャッシュレス決済の導入にあたり、決済種別(QRコード、クレジット、電子マネー)の制限はあるのかご教示ください。	制限はありません。
9	(別紙1) 栃イフ場理 場で 場で 場で 場で 関 は 様 は 様 と は は は は は は は は は は は は は は は	20	施設維持管理 業務仕様書2業 務内容(2)維持 管理業務ア設 備等維持管理 業務	トイレの容量が小さく、国体開催時に詰まってしまった事があった事から、改修する計画はございますか?今後の対応についてご教示下さい。	現時点では、改修する予定はありません。これまでも大会主催者が開催規模に応じて仮設トイレを設置するなどの措置を講じております。なお、自主事業として指定管理者が実施することを妨げるものではありません。
10	(別紙1) 栃イフ場理 場果 が 場果 が は り は 様 に は 様 に は は ま で は き で は き で り は き で り は き き き き き き き き き き き き き き き き き き	20	施設維持管理 業務仕様書2業 務内容(2)維持 管理業務才敷 地内除草等業 務	本業務における作業範囲をご教示下さい。	敷地内はもとより、敷地境界付近や水路付近の除草など施設の維持管理上必要な部分も対象となります。
11	その他			通常の利用時間外の延長料金の設定がございますが、経費の増額分についてはどのようにお考えでしょうか?また、減免対象の大会等の経費についてもご教示下さい。	いずれの経費も委託料の上限額 の中での対応となります。
12	その他			プに破損、第1、第2射場の床にひび割れがみられますが、令和6年4月以降、指定管理が開始されるまでに補修は行われ	補修等については、利用上の支障や利用者の安全性を勘案し実施することとなります。指摘所については、現時点では、現時にる補修等の予定はありません。また、補修を行う者に改築した。(別記4)施設の改集断することとなります。

13	その他			式第1号(第3条関係)はA4サイズの複写式の書面を使用していますが、この書式は記入事項が多い、銃砲許可番号を記入しなければならない(他の射撃場の許可証番号)、サイズが大きすぎる、などの利用者から不評であると聞きます。令和6年4月以降の指定管理開始時期までに改善されるのかご教示ください。	いては、指定管理者の裁量に委ねております。
14	その他			第1射場(小口径ライフル・50m)では空気銃の使用が認められていますが、現状では5.5mmを上限に指定されています。他の射撃場と同様に7.62mm口径まで利用できるように今後変更予定があるのかご教示ください。	せん。
15	その他			秋から冬にかけては営業時間内に日没してしまうため、日没後、特に第2射場裏側の駐車場が真っ暗になってしまい、お客様や従業員が帰る際、大変に危険な状態となっております。駐車場に照明設備を設置する予定はあるのかご教示ください。	現時点では、照明設備を設置する予定はありません。
16	その他			第3射場監的壕は目前に山があるため、雨水が直接流れ込んで来ます。現状のコンクリート床では滑りやすく危険でもあり、ここに排水設備を設置する予定はあるのかご教示ください。	現時点では、排水設備を設置する予定はありません。
17	その他			電子標的SIUSの日本ライフル射撃協会公認料の支払いが指定期間中に発生いたします。 この公認料(250万円を想定)は指定管理料に含まれるのでしょうかご教示ください。	指定管理業務委託料には含まれ ていません。
18	栃木県ラ イフル射 撃場者公 管理領 募要領	9	(別紙1)申請者 の応募資格	申請者の応募資格項目中3.その他でインボイス登録を受けた事業者又は受ける予定の法人その他の団体とありますが、当協会は任意の競技団体であり消費税等は徴収をしていないし、納税義務者でもないのでインボイス登録が認められなしてようます。従って、指定管理者としてなるのではないでしょうか。	指定管理業務中、利用者と課税 取引が生じるため、消費税の適 格請求書等保存方式(インボイ ス制度)における適格請求者発 行事業者として登録が必要とな ります。 なお、個別具体的な判断は、所 管する税務署に相談してくださ い。

(別紙1) 栃イン 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	13 第4管理運営体 制	教習射撃指導員は管理者と兼務できないので留意すること。とあります置しな指定射撃場に教習射撃指導員を配置されてはないとは続いてはないと思いますが、兼務れていと思いますを決されていと思いますが、されていと思いますが、対抗定をではなく、技能講習や練習射撃指導なら兼務が許されるのかどうか何います。	銃砲47条 動類1年 関第47条 東に、正す者と 東に、正す者と で教での が記導力 が記載員が がいなが を理る で教で がいる で表する である である である である である である である であ
--	--------------------	---	---